

国住指第1137号  
平成26年7月2日

各指定確認検査機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した  
建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について

建築基準法において、建築主は、工事完了後、建築主事又は指定確認検査機関による完了検査を受けて検査済証の交付を受けなければなりません。しかしながら、過去において、検査済証の交付を受けていない建築物が存在し、こうした建築物は、交付を受けた確認済証のとおり建築基準法に適合するよう適切に工事がなされたかどうかは明らかではありません。

こうした既存建築ストックを増改築等する際には、建築当時の建築基準法に適合しているかどうかを確かめることが求められることとなります。

こうした状況を踏まえ、既存建築ストックの有効活用の円滑化の観点から、指定確認検査機関を活用し、検査済証のない建築物について建築基準法への適合状況を調査するための方法を示したガイドラインを別添1のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴機関におかれましては、公正中立な立場から、確認検査の業務以外の業務として、建築物の所有者等からの依頼を受け、本ガイドラインにおける調査者という立場で本調査を業務として実施することも考えられますので、その際には本ガイドラインを参考にさせていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインにおける調査者として業務を実施する指定確認検査機関のうち、特定行政庁等への情報提供やホームページへの掲載を希望される場合は、別添2の届出要領に従って当職まで届出をお願いいたします。

なお、各都道府県建築行政主務部長、地方整備局長及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

別添1 (略)

## 届出要領

## 1. 対象等

- ・届出することができる対象は、本ガイドラインが建築基準法の枠組みを前提としていることを踏まえ、次の①及び②に該当する機関とする。

①指定確認検査機関であること

②建築基準法第77条の20第1号及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第16条の規定に基づき算定した数に、業務の量に応じて2を加えた数以上の建築基準適合判定資格者が確保された機関であること

- ・本ガイドラインは、建築基準法の手続き<sup>\*</sup>に活用されることを前提として作成したものである。このため、建築基準法の手続きとは別に、例えば、エンジニアリング・レポートを作成するために既存建築物を調査するような機関（法人）については、本届出の対象外（届出不要）である。

※ 建築基準法の手続きとは、検査済証のない建築物について増改築や用途変更をする際の確認申請手続きが挙げられる。

## 2. 必要な書類

- ・届出書（別紙1）

## 3. 台帳の整備

- ・届出を行った機関は、本ガイドラインに基づき実施した調査実績のうち、建築基準法の手続きに活用されたものの台帳を整備すること。（別紙2）

## 4. 情報提供等

- ・届出を行った機関の名称等の情報は、特定行政庁等に対して提供するとともに、国土交通省のホームページにおいても掲載し、広く情報提供を図る予定である。
- ・なお、届出を行った機関として、調査の業務に関し著しく不適当な行為を行ったことが明らかになった場合には、上記の情報提供の内容を削除することとする。

## 5. 届出先

- ・必要書類を郵送で提出してください。

国土交通省住宅局建築指導課 企画係

（住所）東京都千代田区霞が関2-1-3

（電話）03-5253-8111【内線 39-538、39-545】

# 届 出 書

(指定確認検査機関)

平成 26 年 7 月 2 日付け国住指第 1137 号に基づき、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」における調査者として業務を実施することを届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

調査者として、公正・中立な立場で調査を実施するとともに、本ガイドラインに基づく法適合状況調査の結果、不適合事実や著しい劣化が判明した場合には、その内容を正確に報告書に記載するなど適正に対応することを誓約します。

年 月 日

国土交通省住宅局建築指導課 御中

届出者 商号又は名称  
郵便番号 ( )

主たる事務所の  
所在地

代表者氏名 ⑩  
電話番号 ( ) —  
ファクシミリ番号 ( ) —

## 1. 届出の種類

【 新 規 ・ 変 更 】

※届出内容に変更が生じた場合は、「変更」を選択してください。

## 2. 添付書類

- ・指定確認検査機関としての指定通知書の写し
- ・建築基準法第 77 条の 20 第 1 号及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第 16 条の規定に基づき算定した数、及び機関に所属する建築基準適合判定資格者の数を確認できる書類

